



第125期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月26日（火曜日）
午前10時

場所

石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	5
計算書類	24
監査報告	30

証券コード 6373
平成30年6月4日

株 主 各 位

石川県加賀市熊坂町イ197番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家康三

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席が難しい場合には、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第125期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第125期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金処分の件 |

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

株主総会会場での 議決権行使の場合



株主総会開催日時

平成30年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができない株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

当日ご出席願えない場合

郵送(書面)による 議決権行使の場合



行使期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

平成30年6月25日(月曜日)
午後5時締切

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載しています。
- 連結注記表及び個別注記表につきましては、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.did-daido.co.jp>



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで受付

▶ アクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス
<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード] ▶



2. ログインする

3. パスワードの入力

4. 以降は画面の入力案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで受付**いたします。
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による
議決権行使に関する
お問合せ

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 **0120 - 652 - 031** [受付時間（午前9時～午後9時）]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。また、配当性向につきましては、「第11次中期経営計画」の期間中において連結の親会社株主に帰属する当期純利益の15%以上とし、配当の継続的な拡大を目指しております。

第125期の期末配当につきましては、上記配当方針及び配当性向の目標に従い、さらに、当期の業績並びに今後の成長に備えるための内部留保の必要性等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 35円 総額 329,806,925円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年 6月27日

以上

(提供書面)

事業報告

(平成29年 4月 1 日から
平成30年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における当社グループを取り巻く環境は、海外においては、米国政権の政策運営や東アジア情勢など不透明な状況が続いたものの、米国や欧州をはじめとして、世界経済は総じて回復基調で推移しました。国内においても、個人消費の持ち直しや企業業績の改善が進み、緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、フィリピン及びマレーシアにおける現地法人の設立や米国子会社における一貫生産の開始等、海外拠点の強化を進め、グローバルな生産活動と拡販活動を積極的に展開してまいりました。国内においても、株式会社スギムラ精工との業務及び資本提携を行い、事業領域の拡大に努めてまいりました。

収益面につきましては、生産効率の改善やコスト削減に努めたものの、経営環境の変化等の影響を受け継続して営業損益の悪化となっている連結子会社の一部の固定資産（設備機械等）について特別損失として減損損失を計上いたしました。

その結果、当期の連結売上高は471億55百万円（前期比8.2%増）、連結営業利益は29億12百万円（前期比12.9%増）、連結経常利益は32億5百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億15百万円（前期比22.0%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔日本〕

前期において熊本地震の影響などにより、完成車メーカー向け二輪車用チェーン、アルミリムの受注が低調であったものの、前期の後半より受注が回復基調となるとともに、二輪車用アルミリムにおいては新機種の受注を獲得できたこと、二輪車用チェーンにおいては欧州市場向けの付加価値の高いチェーンの受注が好調であったこと、さらに産業機械用チェーンにおいても高付加価値品の受注が好調に推移したことから、売上高は前期比6.0%増加の248億36百万円となりました。

〔アジア〕

中国において、日系自動車メーカーの増産を背景に四輪車用チェーンの受注が好調に推移したことに加えて、アセアン諸国において完成車メーカー向けの二輪車用チェーンの受注が好調に推移したことから、売上高は前期比16.8%増加の139億9百万円となりました。

〔北米〕

四輪車用チェーンにおいて、前期の新規の立ち上げ後の一服感もあり、売上高は前期比12.6%減少の40億99百万円となりました。

〔南米〕

産業用・農業用チェーンやコンベヤの受注が好調に推移するとともに、二輪車用チェーンにおいて完成車メーカー向けの受注が好調に推移したことから、売上高は前期比28.9%増加の24億65百万円となりました。

〔欧州〕

完成車メーカー向けの二輪車用チェーン及びアルミリムの受注が堅調に推移するとともに、補修市場向けにおいてもドイツ向けの販売を中心に付加価値の高い二輪車用チェーンの受注が好調に推移したことから、売上高は前期比13.0%増加の18億44百万円となりました。

② 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は34億83百万円で、その主な内訳は、当社における熱処理設備の増強、テンショナー生産設備の導入、米国における四輪車用チェーン一貫生産設備の導入、タイにおけるスプロケット生産設備の導入、ベトナムにおける二輪車用チェーン組立生産設備の導入、当社及び海外子会社の設備の更新・省エネ化等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの当期中の所要資金は、自己資金及び借入金によって賅っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 122 期	第 123 期	第 124 期	第 125 期
	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(当連結会計年度) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売 上 高(百万円)	44,562	45,326	43,572	47,155
営 業 利 益(百万円)	2,125	2,835	2,578	2,912
経 常 利 益(百万円)	2,577	2,325	3,279	3,205
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	961	1,316	1,814	1,415
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	20.42	27.98	38.55	150.41
総 資 産(百万円)	58,014	55,204	58,478	63,030

(注) 当社は平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第125期の1株当たり当期純利益は、当該株式併合が当期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

セグメント	会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本	株式会社大同ゼネラルサービス	30百万円	100.00%	陸上運送業、石油製品、化学薬品、包装資材の販売、損害保険代理業、自動車の整備・販売
	株式会社D.I.D	100百万円	100.00	チェーン、コンベヤ、機械、工具等の販売
	新星工業株式会社	370百万円	47.63	各種鋼線の熱処理、伸線の製造・販売、受託加工
ア ジ ア	大同鏈条 (常熟) 有限公司	4,100千米ドル	100.00	コンベヤ、チェーンの製造・販売
	D.I.D PHILIPPINES INC.	41百万ペソ	100.00	チェーン等の製造・販売
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	13,444千米ドル	80.85	リム、ホイール、チェーンの製造・販売
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	1,135千米ドル	100.00	チェーン等の製造・販売
	DID MALAYSIA SDN. BHD.	1百万リギット	100.00 (100.00)	チェーン等の販売
	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.	325百万バーツ	51.00	チェーン等の製造・販売
D.I.D ASIA CO.,LTD.	10百万バーツ	100.00	チェーン等の販売	

セグメント	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アジア	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	100百万円	52.00%	物流システム、各種搬送設備等の製造・販売
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	21百万円	44.20 (44.20)	精密機械搬送設備等の製造・販売
	DAIDO INDIA PVT.LTD.	700百万円	100.00 (1.43)	チェーン等の製造・販売
北米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	5,000千ドル	100.00	チェーンの製造・販売、リム、ホイール等の販売
南米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	31百万レアル	100.00	チェーン、コンベヤの製造・販売
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	31百万レアル	100.00	チェーン等の製造・販売
欧州	DID EUROPE S.R.L.	510千ユーロ	100.00	チェーン、リム等の販売

- (注) 1. 出資比率の()内は、当社の間接所有割合で内数であります。
2. 当社は、平成30年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社D.I.D.を吸収合併いたしました。

③ 企業結合の経過

- 平成29年5月に、アジアでの販売体制強化を図ることを目的に、マレーシアにDID MALAYSIA SDN.BHD.を設立いたしました。
- 平成30年1月に、アジアでの生産・販売体制強化を図ることを目的に、フィリピンにD.I.D PHILIPPINES INC.を設立いたしました。

④ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記重要な子会社17社を含む計18社であり、持分法適用会社は1社であります。なお、当連結会計年度の概要は、「(1)当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済の底堅い成長や、欧州における景気拡大を背景に全体として堅調な成長が見込まれますが、各国の金融政策の不確実性による影響や中国を始めアジア新興国等の経済の先行き等、引き続き予断を許さない状況が続くと予想されます。

本年、当社は『切り拓こう たゆまぬ挑戦で未来を!』をスローガンとする第11次中期経営計画(2018~2020年)の初年度となります。ものづくり企業としての原点に立ち返り、既存商品の競争力を磨き上げながら事業と技術領域の拡大に向けて挑戦を続け、多様な人材を育成し活用することで、今後も発展を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成30年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売等を行っております。

事業区分	主要な事業内容	セグメント
チェーン関連事業	二輪車用、四輪車用、産業機械用（立体駐車装置用、事務機用、農業機械用、水処理装置用、工作機械用、建設機械用、コンベヤ用）	日本、アジア、北米、南米、欧州
コンベヤ関連事業	環境関連設備用、製鉄用、セメント用、四輪車搬送設備用、港湾設備用、鋁業用、化学用、精密機械用、その他産業設備合理化用	日本、アジア、南米
リムホイール関連事業	二輪車用リム、農業機械用ホイール、バギー用ホイール、二輪車用スポーク・ボルト	日本、アジア、北米、欧州
その他の事業	専用機械、工具類、階段昇降装置、製品の部品及び材料	日本

(6) **主要な営業所及び工場** (平成30年3月31日現在)

① 当社

本社	石川県加賀市熊坂町イ197番地
支社	東京支社（東京都中央区）
営業所	栃木営業所（栃木県宇都宮市） 浜松営業所（静岡県浜松市北区） 名古屋営業所（愛知県名古屋市守区） 大阪営業所（大阪府大阪市中央区） 熊本営業所（熊本県菊池市）
工場	本社工場（石川県加賀市） 福田工場（石川県加賀市） 動橋工場（石川県加賀市）

(注) 当社は、平成29年6月27日付で栃木営業所を開設いたしました。

② 重要な子会社

セグメント	会社名	所在地
日本	株式会社大同ゼネラルサービス	石川県加賀市
	株式会社D.I.D	東京都中央区
	新星工業株式会社	愛知県名古屋市中川区
アジア	大同鏈条（常熟）有限公司	中国
	D.I.D PHILIPPINES INC.	フィリピン
	P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	インドネシア
	D.I.D VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
	DID MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア
	DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.	タイ
	D.I.D ASIA CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.	タイ
	INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.	タイ
DAIDO INDIA PVT.LTD.	インド	
北米	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	アメリカ
南米	DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	ブラジル
	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	ブラジル
欧州	DID EUROPE S.R.L.	イタリア

(注) 当社は、平成30年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社D.I.Dを吸収合併いたしました。

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	839 (131)名	70名増
アジア	1,022 (301)	2名増
北米	81 (15)	4名減
南米	235 (16)	4名減
欧州	9 (1)	増減なし
合計	2,186 (464)	64名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
665(121)名	53名増	36.2歳	12.8年

(注) 従業員数は就業人員です。臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は、() 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	5,640百万円
株式会社みずほ銀行	1,881
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,925

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年6月5日開催の取締役会決議に基づき、同日付で当社の完全子会社である株式会社D.I.Dを吸収合併消滅会社とし、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併契約を締結し、平成30年4月1日付で同社を吸収合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,434,201株（自己株式11,146株を含む）
- ③ 株主数 3,280名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	518千株	5.50%
株式会社飯田	475	5.05
株式会社北國銀行	456	4.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	313	3.32
日本生命保険相互会社	275	2.92
加賀商工有限会社	262	2.79
大同生命保険株式会社	259	2.75
株式会社みずほ銀行	258	2.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	258	2.74
新家萬里子	257	2.73

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。また、同日付で当社普通株式5株を1株とする株式併合を行っており、これに伴い、発行可能株式総数は160,000,000株から32,000,000株に、発行済み株式総数は47,171,006株から9,434,201株にそれぞれ減少しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新家康三	加賀商工会議所 会頭
代表取締役副社長	新家啓史	経営戦略本部管掌 兼 開発本部管掌
専務取締役	立田康行	安全品質本部管掌 兼 技術本部管掌
常務取締役	菊知克幸	管理本部長 兼 四輪事業部管掌
常務取締役	清水俊弘	二輪事業部管掌 兼 産機事業部管掌
取締役	澤保	新家工業株式会社 代表取締役社長
取締役	棚橋健一	
常勤監査役	福田治	
監査役	笠松靖男	
監査役	東森正則	
監査役	廣田信也	公認会計士・税理士 廣田信也事務所所長 北陸信用金庫 非常勤理事

- (注) 1. 取締役澤保氏及び取締役棚橋健一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笠松靖男氏、監査役東森正則氏及び監査役廣田信也氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である澤保氏、棚橋健一氏及び社外監査役である廣田信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役福田治氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役東森正則氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役廣田信也氏は、公認会計士・税理士として長年培われた財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
取締役の地位及び担当の異動（平成29年6月27日付け）

氏 名	異 動 後	異 動 前
新 家 啓 史	代表取締役副社長 経営戦略本部管掌 兼 開発本部管掌	代表取締役副社長 技術開発本部管掌 兼 二輪四輪事業部管掌
立 田 康 行	専務取締役 安全品質本部管掌 兼 技術本部管掌	専務取締役 調達本部管掌 兼 生産本部管掌
菊 知 克 幸	常務取締役 管理本部長 兼 四輪事業部管掌	常務取締役 管理本部長 兼 安全品質本部管掌
清 水 俊 弘	常務取締役 二輪事業部管掌 兼 産機事業部管掌	取締役 産機事業部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	185百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	29 (14)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	215 (28)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額3億円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 イ. 取締役澤保氏は、新家工業株式会社の代表取締役社長であります。
 なお、新家工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 ロ. 監査役廣田信也氏は、公認会計士・税理士 廣田信也事務所の所長及び北陸信用金庫の非常勤理事であります。なお、公認会計士・税理士 廣田信也事務所及び北陸信用金庫と当社との間には特別の関係はありません。
- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
 該当事項はありません。
- 4) 当事業年度における主な活動状況
 (取締役会及び監査役会への出席状況並びに活動状況)

区分	氏名	取締役会	監査役会	主な活動状況
取締役	澤保	13/13回 (100%)	—	経験豊富な経営者の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	棚橋健一	13/13回 (100%)	—	経験豊富な経営者の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	笠松靖男	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	豊富な経験や実績に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	東森正則	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	豊富な経験や実績に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	廣田信也	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、大同鍵条（常熟）有限公司、P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING、D.I.D VIETNAM CO.,LTD.、DID MALAYSIA SDN.BHD.、DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.、D.I.D ASIA CO.,LTD.、INTERFACE SOLUTIONS CO.,LTD.、INTERFACE SYSTECH CO.,LTD.、DAIDO INDIA PVT.LTD.、DAIDO CORPORATION OF AMERICA、DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.、DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.、DID EUROPE S.R.L.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準を体系化し、その取扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法令を遵守するとともに、品質・環境についてはISOマネジメントシステムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていく。

グループ各社を含めたCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための、社長を委員長とするCSR委員会を設置する。また、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、企業集団の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令遵守や倫理性の確保に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等の情報を適時に入手することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、危険発生の予防措置を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの担当部署が各種の委員会等を開催し、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制の整備に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、企業集団における取締役の職務の執行の効率化を図る。

- 1) 社内規定による職務権限、意思決定ルールの特文化
- 2) 取締役を構成員とする経営会議等の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
- 4) ITを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ会社管理規定」に基づき、グループ各社に月次報告書の提出及び重要事項の事前報告を求める。また、経営戦略会議では、経営業績及び経営計画等の報告を受け、承認を行う。これらにより、企業集団の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

また、上記ロ、ハ、ニについては、①、③、④のとおり企業集団の規定・体制の整備に努める。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室が企業集団の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役室を設置し、その職務を補助する専従スタッフを配属する。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は取締役会、経営会議その他の重要な会議において、監査役へ法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項を報告する。

前記に関わらず、監査役は随時、必要に応じて当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ各社は、前号の監査役への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役をはじめとする経営陣は、監査役と定期的に意見及び情報の交換を行い、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図る。また、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、主管部署が警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された内部統制の基本方針に基づき、社長直轄の独立した内部統制監査室が、当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。また、定期的なモニタリングを行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、必要な正・改善を進めております。内部統制システムの構築並びにその運用・改善に関する重要課題については、期首に策定される計画に基づき各四半期末に開催されるC S R委員会にて審議した上で、その対応方針を決定しております。

② コンプライアンス

C S R委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、内部通報規定の制定及び運用を通じ、ヘルプライン（内部通報の窓口）制度周知に努めております。通報事案については、社内各部署及び外部専門家等と連携し適切な対応を行うとともに、C S R委員会において適時に報告を行うこととしております。

③ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、グループ会社にも適用されるグループ会社管理規定に基づき、経営戦略会議を開催することとしております。当該会議においては、グループ会社の経営業績及び経営計画等の報告・承認、グループ経営方針の徹底並びにグループ会社間の調整等が行われております。なお、当事業年度中においては、当該会議を3回開催しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針及び計画に基づき、内部監査及び会計監査人による内部統制の運用状況のテストを実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する評価を行っております。また、社内規定や業務プロセスの整備、評価及び改善も同時に行っており、これらの評価結果については、C S R委員会を通じて取締役及び監査役に報告され、別途、会計監査人に対しても報告されております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に依じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の前記のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅲをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、①成長市場・成長分野の取り込みによる事業の拡大、②技術の進化による新たな市場の開拓及び③多様な人材の育成と活用に取り組んでおります。

当社は、経営に対する監視機能の強化を目的として社外監査役を3名選任している状況に加え、監督機能と業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しており、取締役会及び監査役会並びに各任意機関が相互に連携することで、経営に対する監査・監督が十分に機能する体制としておりましたが、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程し、コーポレートガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保に努めております。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行ったうえで、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことで、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。

加えて、法令順守の徹底を図るため、平成20年4月1日より内部統制監査室を新たに設置し、必要に応じて基本方針の改定を含めた内部統制システムの継続的な整備を行うとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置し、活動上の重要課題について適宜所要の審議及び方針決定を行っております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年6月27日開催の第124期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続いたしました。

本対応方針は、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示したりすることもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成29年6月27日開催の第124期定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.diddaido.co.jp/>）に掲載する平成29年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

Ⅳ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,757	流 動 負 債	15,962
現金及び預金	8,454	支払手形及び買掛金	6,734
受取手形及び売掛金	10,309	短期借入金	5,049
商品及び製品	3,906	リース債務	107
仕掛品	2,833	未払法人税等	533
原材料及び貯蔵品	2,495	賞与引当金	535
繰延税金資産	459	役員賞与引当金	8
その他	1,345	製品保証引当金	14
貸倒引当金	△45	受注損失引当金	12
		その他	2,967
固 定 資 産	33,256	固 定 負 債	17,311
有 形 固 定 資 産	17,111	社 債	4,500
建物及び構築物	5,114	長期借入金	7,597
機械装置及び運搬具	6,312	リース債務	260
土地	2,772	繰延税金負債	2,143
リース資産	457	退職給付に係る負債	2,522
建設仮勘定	1,743	長期未払金	124
その他	711	その他	162
無 形 固 定 資 産	139	負 債 合 計	33,273
ソフトウェア	125	純 資 産 の 部	
その他	13	株 主 資 本	17,619
投 資 其 他 の 資 産	16,005	資 本 金	2,726
投資有価証券	15,307	資 本 剰 余 金	1,977
繰延税金資産	138	利 益 剰 余 金	12,935
その他	560	自 己 株 式	△20
貸倒引当金	△1	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,280
繰 延 資 産	16	その他有価証券評価差額金	5,659
社債発行費	16	為 替 換 算 調 整 勘 定	561
資 産 合 計	63,030	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	59
		非 支 配 株 主 持 分	5,857
		純 資 産 合 計	29,756
		負 債 純 資 産 合 計	63,030

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		47,155
売上原価		37,282
売上総利益		9,873
販売費及び一般管理費		6,960
営業利益		2,912
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	294	
持分法による投資利益	299	
その他	151	829
営業外費用		
支払利息	186	
為替差損	291	
その他	58	536
経常利益		3,205
特別利益		
固定資産売却益	58	58
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	35	
減損損失	560	603
税金等調整前当期純利益		2,661
法人税、住民税及び事業税	777	
法人税等調整額	△120	657
当期純利益		2,004
非支配株主に帰属する当期純利益		588
親会社株主に帰属する当期純利益		1,415

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日期首残高	2,726	2,060	11,849	△19	16,616
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△329		△329
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,415		1,415
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△82			△82
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△82	1,085	△0	1,002
平成30年3月31日期末残高	2,726	1,977	12,935	△20	17,619

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計	
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	為 替 調 整	換 算 算 定	退 職 給 付 累 計 額 等 に 関 係 す る 額			そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計
平成29年4月1日期首残高	5,100		257	△15	5,343	5,176	27,136
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△329
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,415
自己株式の取得							△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減							△82
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	558		304	74	936	680	1,617
連結会計年度中の変動額合計	558		304	74	936	680	2,620
平成30年3月31日期末残高	5,659		561	59	6,280	5,857	29,756

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	13,982	流動負債	9,368
現金及び預金	1,306	買掛金	3,711
受取手形	1,727	短期借入金	1,720
売掛金	5,013	長期借入金(返済1年以内)	1,683
商品及び製品	1,749	リース債務	32
仕掛品	1,624	未払金	1,165
材料及び貯蔵品	870	未払費用	251
前払費用	42	未払法人税等	261
未収入金	213	前受金	31
関係会社短期貸付金	1,216	預り金	80
繰延税金資産	201	賞与引当金	394
その他	17	製品保証引当金	14
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	12
固定資産	25,981	その他	10
有形固定資産	7,217	固定負債	15,713
建物	1,987	社債	4,500
構築物	505	長期借入金	7,018
機械及び装置	2,117	リース債務	83
車両運搬具	25	繰延税金負債	1,928
工具、器具及び備品	134	退職給付引当金	2,100
土地	1,486	長期未払金	82
リース資産	113	負債合計	25,082
建設仮勘定	847	純資産の部	
無形固定資産	75	株主資本	9,315
ソフトウェア	66	資本金	2,726
電話加入権	9	資本剰余金	2,051
投資その他の資産	18,688	資本準備金	2,051
投資有価証券	11,448	利益剰余金	4,551
関係会社株式	3,558	利益準備金	556
出資	0	その他利益剰余金	3,995
関係会社出資金	2,401	固定資産圧縮積立金	186
関係会社長期貸付金	1,763	別途積立金	3,172
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	636
長期前払費用	9	自己株式	△13
事業保険金	326	評価・換算差額等	5,583
その他	38	その他有価証券評価差額金	5,583
貸倒引当金	△858	純資産合計	14,898
繰延資産	16	負債純資産合計	39,981
社債発行費	16		
資産合計	39,981		

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		23,972
売 上 原 価		20,038
売 上 総 利 益		3,934
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,815
営 業 利 益		1,119
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	674	
そ の 他	61	776
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
社 債 利 息	44	
為 替 差 損	19	
社 債 発 行 費 償 却	7	
そ の 他	40	177
経 常 利 益		1,717
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	55	55
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
固 定 資 産 除 却 損	3	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	857	
関 係 会 社 支 援 損	116	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	88	1,072
税 引 前 当 期 純 利 益		700
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	321	
法 人 税 等 調 整 額	5	327
当 期 純 利 益		373

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成29年4月1日 期 首 残 高	2,726	2,051	2,051	556	187	2,472	1,292	4,508
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△329	△329
当期純利益							373	373
固定資産圧縮 積立金の取崩					△0		0	-
別途積立金積立						700	△700	-
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	700	△655	43
平成30年3月31日 期 末 残 高	2,726	2,051	2,051	556	186	3,172	636	4,551

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日 期 首 残 高	△13	9,272	5,033	5,033	14,305
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△329			△329
当期純利益		373			373
固定資産圧縮 積立金の取崩		-			-
別途積立金積立		-			-
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			550	550	550
事業年度中の変動額合計	△0	43	550	550	593
平成30年3月31日 期 末 残 高	△13	9,315	5,583	5,583	14,898

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

大同工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

大同工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

大同工業株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 治 ㊟

監査役 笠松 靖 男 ㊟

監査役 東森 正 則 ㊟

監査役 廣田 信 也 ㊟

(注) 監査役笠松靖男、監査役東森正則及び監査役廣田信也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

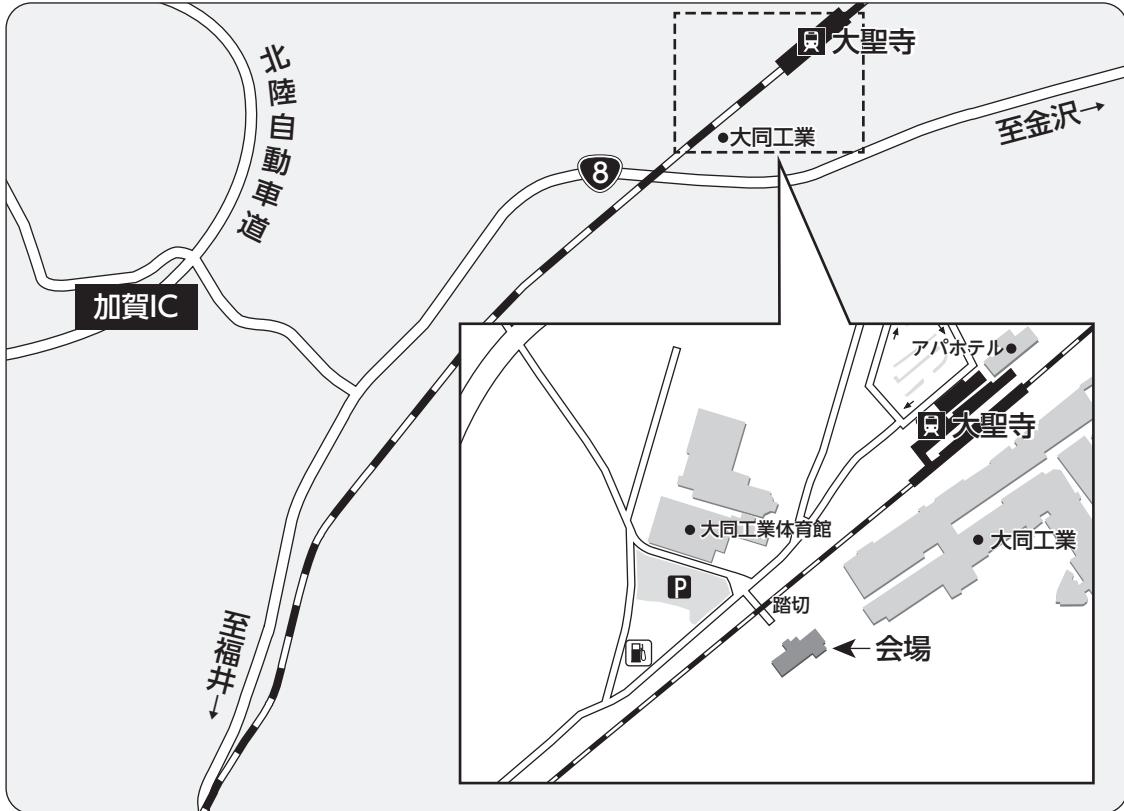
以上

メ モ

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール



交通 JR西日本北陸本線「大聖寺駅」下車、徒歩で約3分です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。